

# 令和2年度の山口支部の収支

令和3年7月14日



全国健康保険協会 山口支部  
協会けんぽ

## 令和2年度の山口支部の収支

(百万円)

	収 入						支 出														収支差					
	保険料収入		その他収入				医療給付費(国庫補助を除く)(調整後)						現金給付費等 (国庫補助等 を除く)	前期高齢者 納付金等 (国庫補助を 除く)	業務経費 (国庫補助を 除く)	一般管理費 (国庫負担を 除く)	その他支出	平成30年度 の 収支差の精 算	平成30年度のインセンティブ		全国平均分	地域差分				
	一般分	債権回収 以外	債権回収	(A)-(B)	医療給付費 (A)	災害特例分(B)		年齢調整額	所得調整額	加算額	減算額															
						平成30年度 の 協会手当分 (B1)	波及増分 (B2)																			
全国計	9,461,784	9,460,421	20,689	7,489	13,200	9,482,473	4,755,777	4,755,777	4,757,828	395	※ 1,656	-	-	449,569	3,450,847	132,217	36,692	39,065	-	-	3,663	▲3,663	8,864,168	618,305	618,305	-
35 山口	99,554	99,540	196	77	119	99,750	50,805	53,690	53,690	※	▲1,879	▲1,006	4,636	35,589	1,364	378	403	▲175	39	39	0	93,041	6,710	6,377	333	

(注 1. 「債権回収」は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。

2. 「年齢調整額」、「所得調整額」のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。

3. 医療給付費は、東日本大震災等による窓口負担減免措置に伴う令和2年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。

4. (B1)は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災及び平成30年7月豪雨に伴う平成30年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、(A)から控除するものである。

また、(B2)は、東日本大震災に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分(国庫補助を除く。波及増分)を表す。

5. 「平成30年度の収支差の精算」は、平成30年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算(健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの)を表す。

6. 「インセンティブ」は、平成30年度の都道府県支部ごとの取組実績に対する加減算額(健康保険法施行令第45条の2第1号口及び二並びに健康保険法施行規則第135条の5の2に基づき行うもの)を表す。

7. 国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分(B2)が暫定値であるため、数値は今後変わらう。